

従来、研究が極めて立ち後れていた平安中・後期の天皇陵とその周辺について、実証的な手続きにより、その理解を深め、当該期の時代像を構築するための一視座として確立すること。本論文は、この達成を企図したものである。以下に各章毎の要点を示す。

序章「平安時代史における山陵研究の現状と課題」では、平安時代史像に関わる主要な視角を概観するとともに、現在に至るまでの山陵研究の研究史を整理する。平安時代の諸問題に関する研究は戦後に急速に進展したが、その過程において、平安時代をどのように描くべきか、いくつかの像が提出された。この主に三つの時代像については現在に至るまで議論が続いているが、これまで天皇陵（山陵）とその変化が注目されることは無かったことを確認する。その上で、かかる議論においては天皇の質的变化にせまる研究が必要であること、その分析に山陵研究が有効であることを指摘する。一方、山陵研究には長い研究史があるが、その他の平安時代史の諸問題とは対照的に、近年に至るまで平安時代を中心にした分析がなされることがなかった点が特徴として上げられる。戦前の研究ではテーマ史（分野史）のひとつとして山陵も通時代的に分析されたが、その後、平安時代の山陵の分析は、大きく進展することが無かった。ただし、考古学研究、その分析手法（編年研究）の進化により、主に奈良時代までの山陵／古墳に対する分析が、民俗学的な問題関心により、主に平安時代以降の貴顕の葬送や墓制に関する分析が進められた点は注意する必要がある。このあたりに山陵研究が平安時代の前後で分断された契機があると考えられる。これに加え、10世紀以前の陵墓が『延喜式』陵墓歴名によって容易に把握しうるのとは対照的に、それ以降のものは把握が極めて困難であることも、平安時代、特に中後期以降の山陵研究の進展を阻む要因となった。90年代以降、一見すると山陵研究は活況を呈するようであるが上述の問題は解決されないままであった。そのために、山陵研究は近年の平安時代史研究から明らかに遅れをとるようになり、それらの議論に食い込めなくなった。本論文では、平安時代（『延喜式』以降）の山陵を史料に基づいて把握するとともに、主に寺院史における研究の進展を踏まえつつ、これを回路として山陵研究を当該期研究の視座とすべきことが、課題として浮き彫りになった。

第1章「円成寺陵の歴史的位置」では、陵号、すなわち天皇陵の名前の変化に着目した。これ以前にも陵号に注目する研究は存在したが、それらが対象にしたのは近代に定められた宮内庁の用いる陵号であった。史料に基づいて当時の陵号を整理してみると、一条天皇陵が「円成寺」と称されて以降、天皇陵は寺院名を冠することが明らかとなった。そして、こうした陵号の変化は、天皇の遺体／遺骨が寺院（の堂舎）内に安置され

ることに対応した現象であったこともクリアとなった。『令義解』や『令集解』所引令
釈の如きが、山陵とは山のように、陵（おか）のようであるから、こう称するのだと説く
ように、律令国家の山陵とは、本来そのようなものであった。しかし、遺体が（寺院の）
建物の中におさまってしまえば、もはやそのような形状になることはありえない。筆者
はこうした点に注意して、山陵から〈寺陵〉へというタームを提唱した。一条天皇から
堀河天皇までの、主に摂関期から院政初期に相当する天皇たちの場合、当初は〈寺陵〉
に安置されるが、その後墳墓に埋葬される。しかし、これらの天皇陵は陵号などからし
て、やはり〈寺陵〉に引きつけて評価すべきものである。山陵制度はここに至って、律
令国家期のそれとは全く異なるものに転じたと理解せねばならない。第1章においては、
この山陵制度の転換が律令国家の中世的転回の一面であると論じた。尚、こうした山陵
制度の転換を実証する過程において、「円融院山陵」なる語を史料に見出したことも、
第1章の著しい成果と考えるが、その意味するところについては第4章に譲る。

第2章「観隆寺陵—忘れられた平安時代天皇陵の発見—」では、史料に一度だけ登場
する「観隆寺」という名の陵墓について検討した。これは『本朝世紀』治暦4年（1068）
8月12日条告即位由山陵使派遣記事に見える。本論文は当該条のもっとも良質と考
えるテキスト、宮内庁書陵部所蔵、旧伏見宮家本『本朝世紀』の検討から始めることにし
た。当該条には欠落部分が存在するが、写真を確認する限り、欠損部分は割書の左右各
2・3文字であること、そして刊本には確認できない見せ消ち（とそれによって抹消さ
れた字）が存在したことがわかる。これにより、他の山陵使記事から推して当該条がほ
ぼ復原可能となった。そもそも平安時代の天皇は、淳和天皇以降、即位に伴って、これ
を先代天皇陵に派遣する習いであった。9世紀におけるその変遷も興味深いものがある
が、注意したいのは、10世紀以降には、天智・桓武天皇以下、自らの直系にあたる天
皇陵と外戚墓に派遣することが恒例になっていた事実である。しかも、こうした派遣の
有り様は、即位の正統性をより強調するものであった。一方で、観隆寺という聞き慣れ
ない寺院について史料を整理すると、当該条の他、管見の限り3つの史料が見つかった。
ここから判明するのは、平安京郊外の北山に位置した寺院であること、貴顕は葬送に際
し遺体をここへ移送したこと、藤原行成と関係の深い寺院であったことである。当該条
において観隆寺が記されるのは記事の最後であるが、そのことは、観隆寺が即位した後
三条天皇から見て、先帝ないし父帝陵であるか、または外戚墓であるということを意味
するであろう。後三条天皇の関係者を探ってみると、該当しうるのは外祖父三条天皇の
みである。三条天皇の葬送を概観すると、彼は北山で火葬され、「寺後山」に埋葬され
たらしいことが読み取れる。こうした点を踏まえつつ、やや信憑性に劣る史料だが『歴
代編年集成』を参照すると、ここには「北山小寺中」に葬ったと記される。ここまでの

考察からしても、三条天皇を北山小寺、すなわち北山観隆寺に葬ったとするのはなんら不自然ではない。本論文は、「観隆寺」という名の陵墓は三条天皇陵であると結論した。このことは一条天皇陵を端緒に〈寺陵〉が展開することを論じた第1章の理解が正しかったことを改めて証するものと言えよう。またこの後三条天皇の即位由山陵使派遣が、そこから藤原氏＝宇治墓が脱落していく契機となった点も指摘した。この宇治墓の実態については、第3章以降に検討する。

第3章「浄妙寺の位置と古代・中世の宇治」は、浄妙寺の所在地を中心に検討する。浄妙寺の特徴は、史料に明らかなように藤原氏「一門墓所」の展開する木幡山に所在することだが、その具体的な場所は、これまで正確に押さえられてこなかった。宇治市教育委員会の精力的な発掘成果があるにもかかわらず、文献等の検討が不十分であったため、文献史学の立場からは、その検出した方形基壇が、浄妙寺三昧堂のそれであることは認め難いわけである。ところが、浄妙寺が所在した山城国宇治郡には、「山科郷古図」と通称される12世紀の絵図が残されており、本論文はこれを現在の地形図に落としていく作業からスタートした。その上で古図を見てみると、そこには「浄妙寺」がはっきりと記されている。おそらくは『宇治市史』がトレースの際にこれを漏らしたために、これまでの検討では取り上げられなかったのであろう。しかしもとの資料に立ち返ってみれば、そこには確かに記載があるのであり、この情報を使わない手はない。本論文はこれにより、正確にその位置を確定させることができた。その上で、注目するのは「門」に関する史料である。これには単に「門（前）」とするものをはじめ、「南門」「大門」などのように様々な記載が存在したが、その使われ方を比較検討すると、これらはすべて同一の場所、浄妙寺南大門であることが判明した。しかも、この浄妙寺南大門は東に向かうと墓所へ入ることが出来る、墓所の入り口としても機能していた。本論文は南大門の重要性を指摘するとともに、『延喜式』陵墓歴名の宇治郡所在陵墓を整理し、菟道稚郎子の「宇治墓」もまた、この木幡山（＝宇治山）にあったことも指摘している。

第4章「円融寺と浄妙寺—撰関期のふたつの墓寺—」では、第3章での議論を踏まえながら、藤原道長の浄妙寺建立、そして円融天皇の円融寺建立の歴史的意義について論じた。第3章で論じたように、浄妙寺が建立された木幡山は藤原氏の「一門墓所」であって、そのことが道長をしてこの地に浄妙寺を建立せしめる直接の原因であった。一方の円融寺も、本論文が第1章で明らかにしたように、ここには「円融院山陵」と称される天皇家の一門墓所とでも称すべき陵墓群が存在した。すなわち、ふたつの墓寺の建立は、その目的を同じくしている可能性が高い。このことを確かめるため、本論文は藤原氏の一門墓所が形成される過程を、説話ではなく、実際の記録から整理した。その結果、木幡の一門墓所はおおよそ10世紀中葉に成立すると見なすことができ、あえて墓に取

り付けられた「由緒」を語る願文などからも、道長はそこに浄妙寺を建立することによって、代々の墓の継承者としての立場を示そうとしたことが明らかとなった。また道長が円融の先例を参照した事例から推して考えて、浄妙寺の建立目的が、やはり円融寺のそれに倣ったものであろうと論じている。さらに近年、円融寺を含む四円寺を考えるにあたり、後三条天皇の円宗寺とそれ以外の三円寺との違いを強調、ないし円宗寺を法勝寺との連続性を重視して捉える傾向が強いが、円宗寺と法勝寺の連続性が強まるのはむしろ堀河天皇崩御後、白河院政期の嘉承2年以降であり、本来の建立意義は円融寺と同様、円融院山陵の近所にあつて、その継承する立場を表明することにあると論じた。尚、補論1「四円寺の故地」では、それら四円寺の現地比定を試みている。

第5章「寺院と陵墓の関係史」では、ここまでの議論を踏まえる形で、改めて律令山陵制度の転換、特に検討が十分でなかった平安前期のそれについて論じた。平安時代の天皇陵と言った場合、これは「平安時代の天皇」の陵という意味と平安時代の「天皇陵」という意味の2つに解せようが、第1章で論じたのは前者であった。すなわち平安時代でも11世紀初頭以降に亡くなる天皇は、山陵を作らない（〈寺陵〉に葬られる）と論じたのである。一方、後者の場合には、ひとまず築造された山陵が、その後どのような展開を辿るか、という問題であり、これが本章の課題である。ここでは第3・4章の成果を踏まえ、中宇治山陵に注目した。これは村上皇后藤原安子の山陵であるが、その当初より官符によって（仮）陵戸の置かれたことが見え、陵戸の活動は10世紀末まで確認できる。ところが、浄妙寺が木幡に建立されたことにより、院政期の山陵使派遣においては陵戸が確認できないばかりか、山陵使は直接山陵に向かうことなく、浄妙寺の南門において両段再拜というように変化した。これは言うまでもなく、中宇治山陵が浄妙寺に取り込まれたことを示すものであることを指摘した。11世紀以降には、このように寺院の内部に取り込まれる山陵が他にも確認でき、例えば後田邑山陵も、平安後期以降の史料では仁和寺内に所在するように記されるが、これは当然ながら当初からのものではない。9世紀末の仁和寺建立当初は、むしろ仁和寺が山陵の中にあると述べられており、10世紀から11世紀にかけて、寺院と山陵との関係が逆転したことを論じ、すなわち当初「山陵」として築造されたそれも、10世紀後葉を境として〈寺陵〉化すると述べた。またこうした過程で祈願の対象であった山陵は、単なる墓所へと転落し、そのケガレを忌む場所としての性格が顕現することも指摘した。さらに本章では、かかる前史として9世紀の山陵制度の変容について検討した。8世紀、聖武太上天皇の葬送が仏教儀礼として行われた意義を踏まえつつ、嵯峨・淳和両太上天皇が山陵を作らなかったことの重要性を論じた。藤原吉野は太上天皇も帝王であるからには山陵を作るべきだと主張するが、淳和はこれを拒否する。こうして退位して太上天皇になれば帝王でなく

なり、山陵を作らなくともよいという観念が形成されたことを指摘した。結果的に太上天皇の墓は「家」によって管理されるようになる。山陵が在位の天皇に限定される意義、私的管理が発生したことの意義が大きい。一方〈陵寺〉については、文徳天皇が唐風皇帝祭祀に熱心であったこと、唐でも〈陵寺〉が見えることから、〈陵寺〉を律令山陵制の変換というコンテクストに置く必要はないと述べた。尚、補論2「山陵祭祀の変容」では、山陵祭祀についての私見をまとめた。特に、山陵使が10世紀末を境に激減するとの先行研究を踏まえつつ、その後も続けられた山陵使は、恒例のものを除き、「奉告」タイプのものであることを指摘した。これは祈願の対象となる「奉幣」タイプの山陵祭祀が消滅したこと、すなわち山陵が祈願の対象でなくなったことを意味すると論じている。

終章「山陵制度からみた律令国家の転回」では、本論文での議論を総括すべく、山陵制度の展開過程を私見に基づいて順に叙述することを試みたが、その方法として、結局は『延喜式』陵墓歴名に戻ってきた。陵墓歴名の読み直し作業によって注目すべき点として浮かび上がるのは、墓歴名が欽明朝までしか遡らないということであろう。敏達紀に「天皇霊」が見えることも合わせて考えるとき、律令山陵制以前に存在したと予想される倭国の墳墓制度が垣間見えるのではないかと指摘した。律令山陵制度はこうした倭国の墳墓制度に積み上げる形で成立したものであるから、その前代以来の性格も当初は引きついでいたと論じた。また、こうした当初の性格は律令山陵制の展開過程の中で、比較的早く変容するが、このことをもって直ちに律令山陵制度の転換を論じるべきでないことも述べている。結局のところ、律令山陵制度の転換という場合、注目すべきは10世紀中・後葉から11世紀初頭に生ずる変化であるというのがシンプルな結論である。

以上が、本論文で述べ来たところの、極めて大まかな要旨ということになる。論じ残した点も少なくないが、それらはすべて、今後の課題とする。